

平成30年度の事業評価監視委員会 における審議の進め方

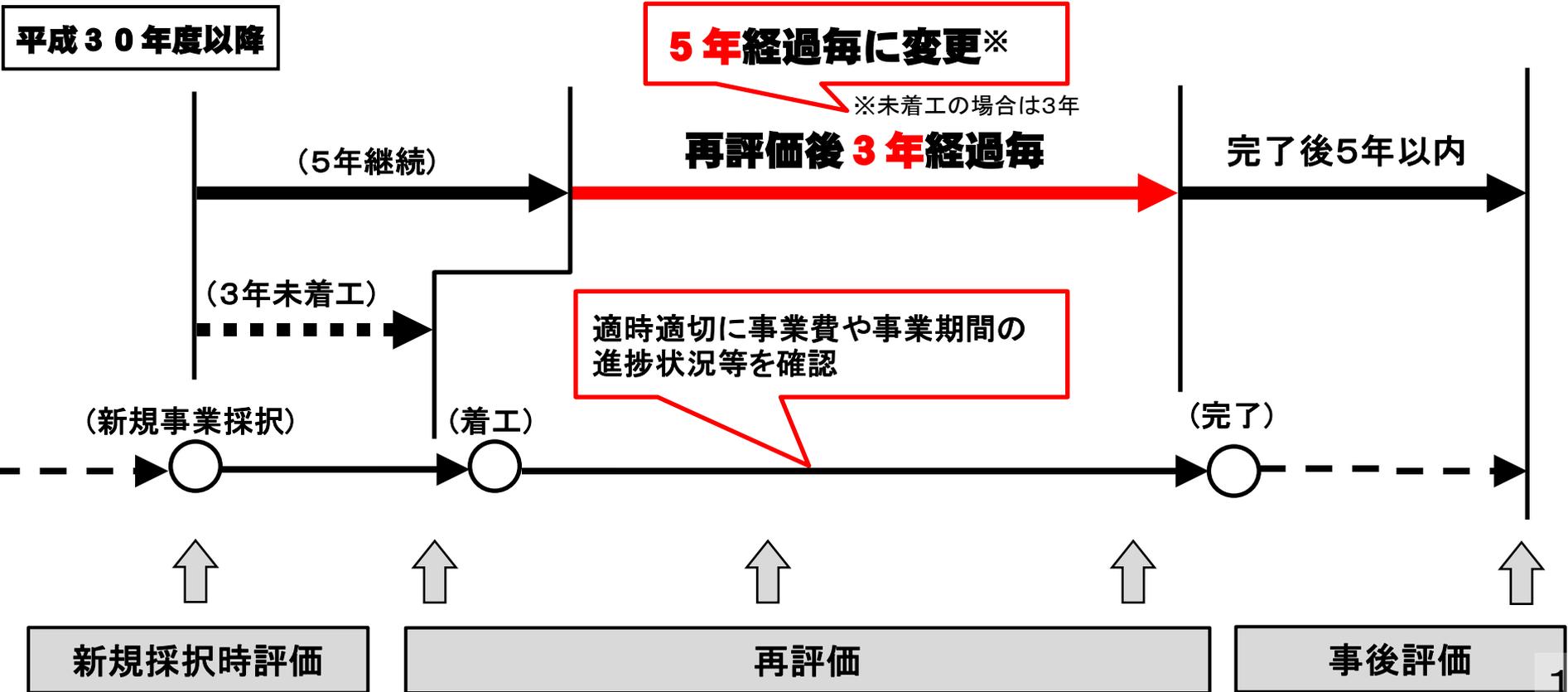
平成30年7月5日
国土交通省 関東地方整備局

1. 事業再評価の実施間隔の変更

1) 再評価実施間隔の変更 (「再評価実施要領 (H30.3.30) の改定」)

- 公共事業評価手法研究委員会の中間とりまとめを受けて再評価等の実施要領を改定したことにより、事業再評価の実施間隔は3年間隔から**5年間隔に変更**
- 事業期間や事業費等の進捗状況については、**工事着手などの適切なタイミングで確認し、事業が工期どおり、予算どおりに進んでいない場合は速やかに再評価を実施**

■再評価実施時期の変更



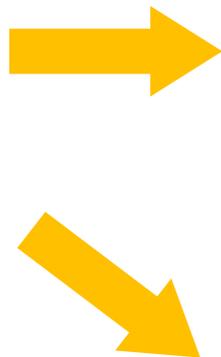
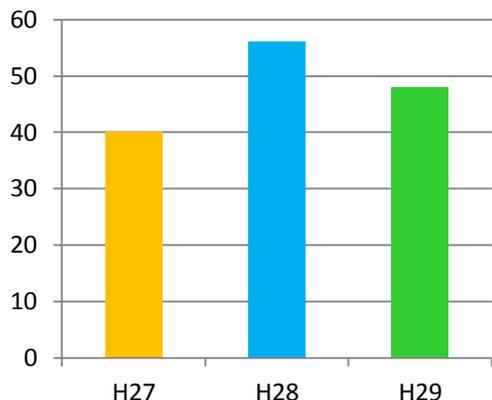
1. 事業再評価の実施間隔の変更

2) 審議案件の平準化について

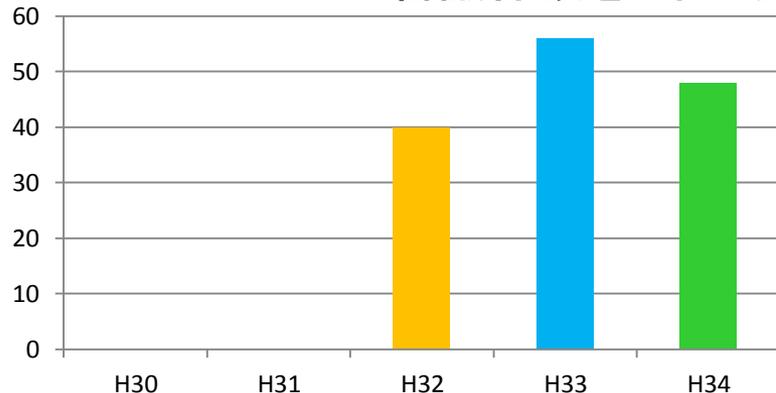
- 事業費や事業期間等に顕著な変更がない審議案件について、再評価の実施間隔が3年から5年になったことにより、1～2年目の審議案件数はなく、3～5年目に件数が集中
- 今後5年間の審議件数が偏らないように各年度における再評価の審議件数を平準化

【参考】平準化のイメージ

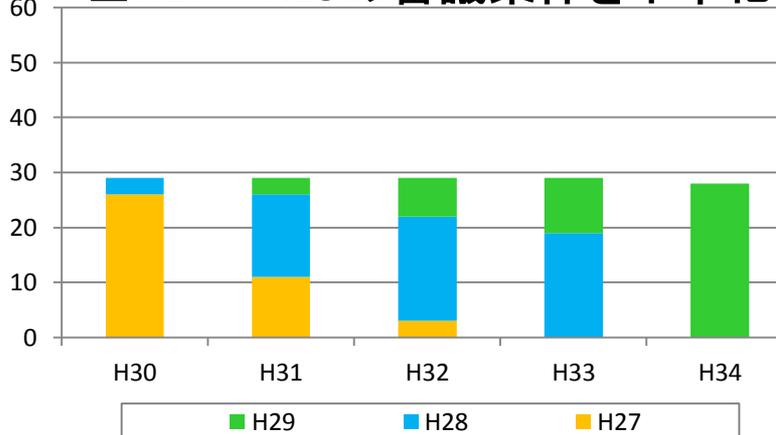
■ H27～H29年度の審議件数実績



■ H27～H29の審議件数を5年スライド



■ H27～H29の審議案件を平準化



2. 審議方法

1) 平成30年度における審議区分（案）

- 平成30年度も、引き続き重点審議と一括審議の2区分で審議をする
- 公共事業評価手法研究委員会の中間とりまとめを受けて**一括審議案件の資料の簡略化**

重点審議

特に委員会において重点的に審議を要する事業

（以下(a)～(f)に1つでも該当する事業）

- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
- (b) 推定便益が顕著に減少する事業
- (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
- (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e) 特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業
- (f) その他の要因

※これまで同様に事業概要、進捗状況、事業の評価等を説明し、十分な審議時間を確保。

一括審議

重点審議以外の事業

（前回評価から事業計画や事業費、進捗状況等に大きな変更が生じていない事業）

一括審議案件の資料の簡略化

※前回からの変更点、再評価の視点、対応方針（原案）について簡潔に説明。

※事前送付資料により委員会での審議の必要性を確認。委員から意見等があれば重点審議に変更。



2. 審議方法

2) 資料の構成

- 重点審議 : 平成29年度から変更なし
- 一括審議 : **資料は簡略化**

【一括審議案件の資料簡略化イメージ】

重点審議

10～25頁程度

1. 事業の概要 ①事業の目的と計画の概要
2. 事業の進捗状況と見込み等 ①事業の進捗状況 ②社会情勢等の変化 ③事業の見込み 等
3. 事業の投資効果 ①費用対効果分析
4. コスト縮減等
5. 関連自治体等の意見
6. 今後の対応方針（原案）

一括審議

6～10頁程度

各項目を1～2枚に集約
補足資料等は削除

1. 事業の概要
2. 事業の進捗状況と見込み等
3. 事業の投資効果
4. コスト縮減等
5. 関連自治体等の意見
6. 今後の対応方針（原案）

2. 審議方法

3) 費用対効果分析等の説明について

重点審議案件に関しては、委員会での審議を効率的に進めるため、各事業区分の概要、費用便益分析手法、貨幣換算が困難な効果の事例等について、個別案件の内容説明に先立ち別途説明。(説明は10分程度)

説明は、その事業区分について当該年度で初めて審議することとなる回の委員会でそれぞれ実施。

【参考】説明事項の例

- ①公園事業 : 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル
- ②河川改修事業 : 治水経済調査マニュアル(案)
水害指標の手引き
- ③河川環境事業 : 河川に係る環境整備の経済評価の手引き
- ④砂防事業 : 治水経済調査マニュアル(案)
砂防事業の費用対効果分析マニュアル(案)
土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)
- ⑤道路事業 : 費用便益分析マニュアル
- ⑥港湾事業 : 港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル
- ⑦営繕事業 : 官庁営繕事業に係る再評価手法

4) テレビ会議システムの試行

業務改善の一貫として、一括審議案件に関しては、試行的にテレビ会議システムを活用。審議会場と遠方の担当事務所をモニターでつなぎ、審議会場での質問等に対して、モニターを通した受け答えを試みる。